破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７０１号
札幌市南区澄川２条３丁目10番６号　サンハイツ103号
債務者　坂川佳名子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１３号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番10―204号
債務者　種市　明美
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６３号
札幌市北区北29条西８丁目２番17―401号
債務者　野村　勇剛
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４５号
札幌市厚別区厚別南２丁目32番10―101号
債務者　武田　　浩
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６４号
札幌市豊平区西岡２条13丁目９番15号
債務者　本田　通子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７４号
札幌市白石区南郷通３丁目北４番36号　サニーサイドＡ―102号
債務者　富樫　愛美（旧姓笹森）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４号
千葉県山武市埴谷2225番地62
債務者　髙久　　昭
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
三重県松阪市駅部田町1865番地１　ソレイユ203
債務者　中村　浩也
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１７０号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番29―403号
債務者　吉田千賀子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
堺市南区和田東293番地１ツイン泉ヶ丘201号、申立時の住所堺市南区竹城台２丁１番４―301号
債務者　水野　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
堺市中区深阪４丁１番16―109号
債務者　石上　勇斗
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５４号
堺市中区深井北町735番地　３棟102号
債務者　松山　京子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３７７号
堺市東区日置荘西町７丁７番１―608号
債務者　北山　良子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
大阪府松原市天美我堂４丁目９番８号
債務者　辻岡智加子（旧姓山部）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４０３号
大阪府富田林市山中田町１―18―14、住民票上の住所大阪府富田林市廿山１丁目６番15号―107
債務者　福田　貴洋
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２６号
堺市南区晴美台１丁29番７―109号
債務者　濱本　千穂
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
堺市南区桃山台１丁５番２―301号
債務者　相沢　　修
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２８号
堺市北区新金岡町３丁１番19―306号
債務者　浅岡　啓子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係